

表2-1 管理体制並びに管理方法一覧

名称	保存環境の管理		頻度等	建造物の維持管理方法	
	管理の方法	管理の方法		頻度等	
1 貯水池堰堤	<p>※砂防堰堤上流に土砂が堆積し次期出水時に土石流を十分捕捉できなくなった場合の土砂の除去、老朽化による機能低下への対応、安全柵の管理等、砂防堰堤としての通常の管理は鳥取県が行う。</p> <p>※文化財としての価値の保全のため、鳥取市教育委員会が定期的な状況確認を行い、問題があれば県に連絡する。</p> <p>※台風、豪雪、地震等の災害の恐れのある場合は適宜見回りを実施する。</p> <p>※活用計画に基づく整備の完了以降は、文化財としての管理は鳥取市教育委員会より地元を中心とする管理組織に管理を委託する(第5章参照)。</p>	<p>※砂防堰堤としての管理上の見回り等は鳥取県が適宜行う。</p> <p>※文化財課による定期的な見回り・状況確認は、年1回、10月の全国近代化遺産一斉公開の準備の際に行う。</p> <p>※災害時の文化財の被害状況の確認は、鳥取市教育委員会が行う。</p> <p>※維持管理の行為は、見回り・状況確認の結果、必要な場合に各管理者が実施する。</p>	<p>1) 堤体(本体) ・除草及び清掃 2) 堤体(表面・天端部) ・除草及び清掃 3) 管理柵 ・清掃 ・劣化部分の交換、塗装等</p>		
2 美敷川上流 量水堰					
3 左右護岸					
4 通り谷量水堰					
5 左右護岸					
6 水叩					
7 一号～五号 濾過池	<p>※定期的に見回りによる確認を行い、状況を記録する。</p> <p>※台風、豪雪、地震等の災害の恐れのある場合は適宜見回りを実施する。</p> <p>※建造物保存修理工事の完了以降は、鳥取市教育委員会より地元を中心とする管理組織に管理を委託する。(第5章参照)</p>	<p>※定期的な見回り・状況確認は、年1回、10月の全国近代化遺産一斉公開の準備の際に行う。</p> <p>※災害時の文化財被害の確認は、必要に応じて鳥取市教育委員会が行う。</p> <p>※維持管理の行為は、見回り・状況確認の結果、必要な場合に実施する。</p>	<p>1) 擁壁 ・除草及び清掃 2) 吐口 ・除草及び清掃 3) 機械(オーバーフロー管) ・清掃 ・防錆剤の塗布 ・脱落部分の別置保管 4) 濾過材 ・清掃・除草 ・指定地内での移動、敷直し 5) 機械 ・清掃・防錆材の塗布 ・機械の操作・脱着・防錆</p>	保存環境の管理に準ずる	
8 一号～五号 制水井	<p>※定期的に見回りによる確認を行い、状況を記録する。</p> <p>※台風、豪雪、地震等の災害の恐れのある場合は適宜見回りを実施する。</p> <p>※建造物保存修理工事の完了以降は、鳥取市教育委員会より地元を中心とする管理組織に管理を委託する。(第5章参照)</p>	<p>※定期的な見回り・状況確認は、3か月に1回(3月、6月、10月、12月)とする。</p> <p>※災害時の文化財被害の確認は、必要に応じて実施する。</p> <p>※維持管理の行為は、見回り・状況確認の結果、必要な場合に実施する。</p>	<p>4) 天井 ・清掃 5) 内壁 ・清掃 6) 床 ・清掃</p> <p>種の清掃 外壁・屋根の清掃 建具金具・鉄蓋塗装(ウレタン樹脂) 建具外部塗装(油性ペイントまたはSOP) 外壁吸収防止剤塗装 屋根塗膜防水 フイナル塗装(WP)</p>	保存環境の管理に準ずる	

建造物の維持管理における塗装等の仕様は、保存修理工事時に実施した仕様に倣うものとし、過半を超える範囲を必要とするものとする。(詳細は第6章を参照)

表2-1 管理体制並びに管理方法一覧

名称	保存環境の管理		建造物の維持管理方法	
	管理の方法	頻度等	管理の方法	頻度等
17 接合井	<p>※定期的に見回りによる確認を行い、状況を記録する。</p> <p>※台風、豪雪、地震等の災害の恐れのある場合は適宜見回りを実施する。</p> <p>※建造物保存修理工事の完了以降は、鳥取市教育委員会より地元を中心とする管理組織に管理を委託する。(第5章参照)</p>	<p>※定期的な見回り・状況確認は、3か月に1回(3月、6月、10月、12月)とする。</p> <p>※災害時の文化財被害の確認は、必要に応じて実施する。</p> <p>※維持管理の行為は、見回り・状況確認の結果、必要な場合に実施する。</p>	<p>4) 天井 ・清掃</p> <p>5) 内壁 ・清掃</p> <p>6) 床 ・清掃</p> <p>種の清掃(梯子や脚立を掛けて葉等の除去)</p> <p>外壁・屋根の清掃(梯子や脚立を掛けて雑巾掛け)</p> <p>建具金具・鉄蓋塗装(ウレタン樹脂)</p> <p>建具外部塗装(油性ペイントまたはSOP)</p> <p>外壁吸収防止剤塗装</p> <p>屋根塗膜防水</p>	<p>保存環境の管理に準ずる</p>
18 量水器室	<p>※定期的に見回りによる確認を行い、状況を記録する。</p> <p>※台風、豪雪、地震等の災害の恐れのある場合は適宜見回りを実施する。</p> <p>※建造物保存修理工事の完了以降は、鳥取市教育委員会より地元を中心とする管理組織に管理を委託する。(第5章参照)</p>	<p>※定期的な見回り・状況確認は、3か月に1回(3月、6月、10月、12月)とする。</p> <p>※災害時の文化財被害の確認は、必要に応じて実施する。</p> <p>※維持管理の行為は、見回り・状況確認の結果、必要な場合に実施する。</p>	<p>4) 天井 ・清掃</p> <p>5) 内壁 ・清掃</p> <p>6) 床 ・清掃</p> <p>種の清掃(梯子や脚立を掛けて葉等の除去)</p> <p>外壁・屋根の清掃(梯子や脚立を掛けて雑巾掛け)</p> <p>建具金具・鉄蓋塗装(ウレタン樹脂)</p> <p>建具外部塗装(油性ペイントまたはSOP)</p> <p>外壁吸収防止剤塗装</p> <p>屋根塗膜防水</p>	<p>保存環境の管理に準ずる</p>
19 階段 (量水器室附属)			<p>1) 外部階段 ・清掃・除草</p>	<p>保存環境の管理に準ずる</p>
20 鳥取水道記功碑	<p>※配水池敷地内にあるため、日常の管理は水道局が実施する(通常は非公開)。</p> <p>※定期的に見回りによる確認を行い、状況を記録する。</p> <p>※台風、豪雪、地震等の災害の恐れのある場合は適宜見回りを実施する。</p>	<p>※定期的な見回り・状況確認は、年1回、10月の全国近代化遺産一斉公開の準備の際に行う。</p> <p>※災害時の文化財被害の確認は、必要に応じて鳥取市教育委員会が行う。</p> <p>※維持管理の行為は、見回り・状況確認の結果、必要な場合に実施する。</p>	<p>1) 記念碑 ・清掃</p>	
21 岩ヶ平人道橋 (上流側管理橋)	<p>※定期的に見回りによる状況確認を行い、状況を記録する。</p> <p>※台風、豪雪、地震等の災害の恐れのある場合は適宜見回りを実施する。</p> <p>※活用計画に基づく整備の完了以降は、鳥取市教育委員会より地元を中心とする管理組織に管理を委託する(第5章参照)。</p>	<p>※定期的な見回り・状況確認は、3か月に1回(3月、6月、10月、12月)とする。</p> <p>※災害時の文化財被害の確認は、必要に応じて実施する。</p> <p>※維持管理の行為は、見回り・状況確認の結果、必要な場合に実施する。</p>	<p>1) 床板 ・清掃</p> <p>2) 高欄 ・清掃</p> <p>3) 橋桁 ・清掃</p> <p>4) 橋脚 ・清掃</p> <p>5) 基礎部 ・除草・清掃</p>	<p>保存環境の管理に準ずる</p>
22 事務所前人道橋 (下流側管理橋)			<p>鉄部上塗装(フッ素樹脂)</p> <p>【上流側管理橋のみ】床板塗膜防水塗直し</p>	<p>12～15年 10年</p>
			<p>【下流側管理橋のみ】金網を外し、支承の発錆状況を確認。発錆時は、PC版を取り外して防錆塗装(フッ素樹脂)</p>	<p>12～15年</p>

建造物の維持管理における塗装等の仕様は、保存修理工事時に実施した仕様に倣うものとし、過半を超える範囲を行う場合は修理工事を行う必要があるものとする。(詳細は第6章を参照)

表2-1 管理体制並びに管理方法一覧

名称	保存環境の管理		建造物の維持管理方法	
	管理の方法	頻度等	管理の方法	頻度等
23 水道用地、 原野及び保安林	<p>※水道用地の管理は水道局が行う。濾過地周辺については、除草を実施する。</p> <p>※文化財としての価値の保全のため、教育委員会文化財課が定期的な状況確認を行い、必要に応じて状況を記録する。</p> <p>※台風、豪雪、地震等の災害の恐れのある場合は適宜見回りを実施する。</p> <p>※建造物修理事事後、水道局より教育委員会に移管し、管理もこれにあわせて引き継ぐ。</p> <p>※活用計画に基づき整備の完了以降は、鳥取市教育委員会より地元を中心とする管理組織に管理を委託する(第5章参照)。</p>	<p>※濾過地周辺の除草は年2回(6月・10月)、地元委託して実施する。</p> <p>※定期的な見回り・状況確認は、年1回、10月の全国近代化遺産一斉公開の準備の際に行う。</p> <p>※台風、豪雪など災害等の際の文化財としての被害の確認は、必要に応じて行う。</p> <p>※維持管理の行為は、見回り・状況確認の結果、必要な場合に実施する。</p>	<p>・除草・樹木管理のための伐採</p> <p>・濾過材の移動</p> <p>・堆積土砂等の掘取り</p>	
24 取水塔	<p>※定期的に見回りによる状況確認を行い、状況を記録する。</p> <p>※台風、豪雪、地震等の災害の恐れのある場合は適宜見回りを実施する。</p>	<p>※定期的な見回り・状況確認は、年1回、10月の全国近代化遺産一斉公開の準備の際に行う。</p> <p>※災害時の文化財被害の確認は、必要に応じて鳥取市教育委員会が行う。</p>	<p>・経過観察</p>	
25 排水井			<p>1) 人孔</p> <p>・清掃</p> <p>・後補鉄蓋の修理・更新</p> <p>・当初鉄蓋の別置保管</p>	
26 門柱 (表門)	<p>※定期的に見回りによる確認を行い、状況を記録する。</p> <p>※台風、豪雪、地震等の災害の恐れのある場合は適宜見回りを実施する。</p> <p>※建造物保存修理事の完了以降は、鳥取市教育委員会より地元を中心とする管理組織に管理を委託する。(第5章参照)</p>	<p>※定期的な見回り・状況確認は、3か月1回(3月、6月、10月、12月)とする。</p> <p>※災害時の文化財被害の確認は、必要に応じて実施する。</p> <p>※維持管理の行為は、見回り・状況確認の結果、必要な場合に実施する。</p>	<p>1) 本体</p> <p>・除草・清掃</p> <p>2) 基礎部</p> <p>・除草、清掃</p> <p>3) 付帯物</p> <p>・除草・清掃</p> <p>木部の腐食部の補修または取替</p> <p>建具金具塗装(ウレタン樹脂)</p> <p>門扉、木柵塗装(WP)</p>	<p>保存環境の管理に準ずる</p> <p>腐食が確認され次第</p> <p>発錆が確認出来次第、適宜タッチアップ</p> <p>5年</p>
27 石造擁壁			<p>1) 本体</p> <p>・除草・清掃</p> <p>・築石脱落部分の養生(土嚢設置・碎石充填等)</p>	

建造物の維持管理における塗装等の仕様は、保存修理工事時に実施した仕様に倣うものとし、過半を超える範囲を行う場合は修理届を必要とするものとする。(詳細は第6章を参照)

